（第６号別紙）

令和８年度　第１回　市川市いじめ問題対策連絡協議会　会議録

１　日時　令和８年７月２８日（火）午後３時００分から午後４時３０分

２　会　場　市川市役所　第２庁舎４階大会議室

３　委員の出欠　出席者（１１名）

関原　一久	市川市立真間小学校	校長
大池　正記	千葉地方法務局市川支局	総務課長
小貫　篤史	千葉県市川警察署生活安全課	課長
（代理出席：浜野　雅輝）		
松本　　真	千葉県行徳警察署生活安全課	課長
（代理出席：野村　聡史）		
大橋　愛生	市川市ＰＴＡ連絡協議会	事務局長
増田　直子	市川市民生委員児童委員協議会南行徳中部地区民生委員会長	
西村　恵子	市川市こども家庭相談課	課長
竹内　研悟	市川市教育委員会教育政策課	課長
（代理出席：田中　宗生）		
藤井　純一	市川市教育委員会学校運営支援課	課長
野田　貴志	市川市教育委員会少年センター	所長
吉野　貴子	市川市教育委員会指導課	課長

４　事務局

関口　一秋	指導課	主幹
飯野　智之	指導課	主幹
髙井　俊孝	指導課	副主幹
三枝　聡	指導課	副主幹

５　議題

（１）市川市いじめ問題対策連絡協議会について
（２）いじめ問題の状況について
（３）本市のいじめ問題への取組について
（４）各学校・各機関・団体におけるいじめ防止等に関する取組や課題について

６　その他

【指導課　飯野主幹】
皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第１回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。
私は事務局の指導課、飯野と申します。よろしくお願いいたします。
資料の確認をいたします。
辞令につきましては、机上にあらかじめ置かせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
いじめ問題対策連絡協議会等条例の第５条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの野田所長にお願いしてよろしいでしょうか。　（異議なし）
ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を野田所長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【少年センター　野田委員】
こんにちは。市川市少年センター所長の野田と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方に基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。（異議なし）
ありがとうございます。では、傍聴者の入室を許可します。

【事務局】
本日の傍聴者はおりません。

【少年センター　野田委員】
それでは、令和８年度　第１回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。なお、本日ですが、市川市立須和田の丘支援学校の芳賀校長、市川市教育委員会学校運営支援課金田副参事は欠席の連絡をいただいております。
自己紹介（名簿順）

【少年センター　野田委員】
続きまして、委員以外の出席者の紹介です。席順で自己紹介をお願いします。
（関係課・所管課より自己紹介）

【少年センター　野田委員】
それでは本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」指導課よりお願いします。

【指導課　飯野主幹】
令和３年２月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されまし

た。その条例によりいじめの防止等に関する三つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織であり、その一つが本日開催しております、いじめ問題対策連絡協議会です。これは、いじめ防止対策推進法では第１４条の第１項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。

本年度の協議会は本日お集まりいただいています（１３名の）委員で構成され、定例会は年間２回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいただきたいと思っております。様々な立場からの情報を共有し、いじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

次に、その条例で設置されたその他の組織について説明いたします。

二つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験のある者により構成された５人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第１４条の３項に規定されている教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

三つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第３０条第２項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合に、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら三つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和２年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応していましたが、令和３年度にはこれらの組織を条例でも設置し、より着実に対応できる体制を整備いたしました。説明は以上です。

【少年センター　野田委員】

次に、「いじめ問題の状況及び本市のいじめ問題への取組について」、指導課関口主幹、よろしくお願いいたします。

【指導課　関口主幹】

いじめの状況についてご説明させていただきます。資料１をご覧ください。この資料１の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和７年１０月２９日に取りまとめられた国の調査による、千葉県のデータを載せております。千葉県のデータは令和６年度分までのものが公表されています。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思いま

す。
いじめの認知件数ですが、令和２年度は減少しているものの、年々増加しております。
次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも平成２８年度に基準が一つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも３か月継続していることと被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定され、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約７７パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす３か月の規定を考えますと、３学期以降に発生したいじめにつきましては､この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。
最後に、いじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしやからかい、悪口などを言われるといういじめが主に行われていることがわかります。小中学校は続いて、仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれる、が上位となりました。最近の傾向として、中学校において高等学校と同様に、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるＳＮＳ等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際には更に件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

【少年センター　野田委員】
ただいまの説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

【指導課　関口主幹】
それでは、資料２をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。
一つ目として、別紙のとおり市川市として基本方針、ガイドラインを策定しています。いじめ問題への対応の総合的なものとして､「市川市いじめ防止基本方針」があります。平成２７年３月に制定し、令和３年度に一部改訂いたしました。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして「市川市いじめ対応ガイドライン」が令和２年４月に制定されました。
二つ目として、いじめ防止等に係る組織として、３つの対応組織を本市では設置しております。
三つ目として、主に教育センター、少年センターに、相談窓口を設置しております。一つ目の相談窓口は、ほっとほっと相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設しております。二つ目の相談窓口は、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。
四つ目としては､「いじめの認知シート」への報告です。４年前より生徒指導主任会において周知を図り、各学校でいじめを認知した際に、そのシートへの入力により報告するようにいたしました。いじめ発生時の対応において、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図ることとし、各学校での記録や保存、校内での活用を速やかに行うことを目的に作成し、本年度も継続して周知を図っているところです。
その他の取組といたしましては、生徒指導主任会議の開催があげられます。小中特別支援合同開催が年間４回、中学校のみの生徒指導主任会議の開催を更に２回実施しておりま

す。これは各学校の生徒指導主事の先生方が集まり、いじめや生徒指導に関する情報交換を行う場です。

また、各学校にて少年センターによる、情報モラル教室やネットに関するトラブル防止出張授業等、児童生徒又は保護者、教職員に講習を行っております。さらには、主に中学校対象ですが、指導課、少年センターを中心に生徒指導訪問を行い、訪問の際に各学校の状況を聞きながら、指導、助言を行っております。本市の取組としましては以上です。

次に、資料の裏面を見ていただければと思います。いじめに関して現在、様々な対応を行っていますが、現在いじめ問題に関する課題としてとらえている件を数点あげさせていただきました。まず、いじめの発見です。これは先程データのもとになる問題行動調査の中にいじめの発見という項目があります。その中で最もいじめが発見されやすいものが、どの学校種もアンケート調査になっております。アンケート調査は大変有効なものであると考えられる反面、児童生徒自らの申し出に関しましては、小学校では１３．１パーセント、中学校では２４．１パーセントと低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生に相談することができないという状況が考えられます。これに関しましては、教育相談体制の充実や、何でも相談し合える雰囲気を作っていくことが大事ではないかと思われます。

二つ目はいじめの認知です。いじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津市で起きた痛ましい事件です。学校で行われたと思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害の生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知がされていない可能性があり、学校によっては、いじめの認知件数には差があることも伺えますので、この定義について、各学校に本年度も周知していきたいと思っております。

三つ目は、初期対応です。いじめは初期対応がかなり重要なウェイトを占めており、初期対応を誤り、適切に対応できなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、保護者へのアプローチ等を速やかに行うことが大事であり、この点に課題を感じております。

四つ目は組織対応です。いじめに関しては、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、組織で判断し、対応するということになっておりますが、教員が大きな問題にならないだろうと判断し、一人で抱え込んでしまうことがあるのではないかと思っております。

最後に、保護者対応です。保護者対応につきましては、担任や学年主任等が事実の確認をすることはもちろん、管理職もきちんと担任等からの報告を聞き、事実を全て確認した上で、保護者に対応していくことが必要であるということを再度周知していきたいと考えております。特に、事実が正確に伝えられていなかったり、被害者側には連絡したが、加害者側には連絡されていなかったりするなど、対応にばらつきが生じ、解決に時間がかかることで、学校もそれに対してさらに労力を費やすことになってしまうので、いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと学校に周知していきたいと考えております。以上です。

【少年センター　野田委員】

ただいまの説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。
（質問等なし）

【少年センター　野田委員】
それでは、各学校・各機関・団体よりいじめ防止等に関する取組や課題についてのご意見等をいただければと思います。お１人３分程度を目安にお願いいたします。初めに関原委員からお願いします。

【真間小学校　関原委員】
先ほど関口主幹から話があったとおり、いじめは実際に子どもたちの中で起こっています。人との関わりの中で起こったトラブルを、いかに学びに変えていくかということが、とても大事だと考えています。特に、いじめへの対応については、未然防止に重きを置いて学校として取り組んでいきたいと思っています。また、先ほど話にあったように、一人で抱え込まないことも非常に大切だと思っています。本校では、令和５年度、６年度のいじめの認知件数がそれぞれ１７件程度で、解消しております。令和７年度は１１件あり、７件が解消という状況です。年度をまたいでいるものについては、私自身もしっかり把握していかなければならないと考えています。
学校では、アンケート調査を年３回程度行っています。今年度も７月にアンケート調査を行い、そのうち２件については、いじめの認知シートにより市教委へ報告を上げております。教職員に対しては、本校の学校経営のグランドデザインの中に、「命、いじめ、人権、多様性の尊重を最優先にする」ということを位置付け、年度当初に確認し合っています。日々の子どもたちの関わりの中では、様々なことが起こりますので、その都度、教職員で確認しながら対応しています。子どもたちの豊かな人間関係づくりに関わる教育活動や、それに関係する授業等についてもお願いしているところです。
また、校内では、生徒指導に関わる部会として「心の部会」を設けています。いじめや不登校等の事案について情報を共有しているところです。子どもたちに対しては、日々の人との関わりの中で成長していくので、「時には失敗もある。それをきちんと振り返って、次に生かしていこう」ということを、先生方から様々な角度で話していただいています。また、昨年度は、いじめに関わる絵本の読み聞かせを朝会等で行いました。「いじめ、みちゃった！」という絵本があります。いじめを見てしまった主人公が、それをいじめではないかと思い、近所のお兄さんや先生に相談しながら、いじめられていた子を助けていくという内容です。いじめを見ても心の中だけにとどめず、誰かに話そうということが描かれており、今年度も機会を見て読んでいきたいと思っています。また、前任の校長先生は、「四つの勇気」として、「やめる勇気、止める勇気、話す勇気、認める勇気」ということを子どもたちに話していたそうです。どれだけ子どもたちに伝わっているかは分かりませんが、繰り返し伝えることで浸透していく部分もあるのではないかと思っています。
保護者に対しては、学校いじめ防止基本方針や「朝会でこのような本を読みました」といった学校の取組についてホームページで周知したり、学校だよりで取り上げたりしています。もちろん、個別にいじめへの対応が必要となった場合には、一つ一つ丁寧に対応していくことを心掛けています。
本日の資料の中に、本校の生徒指導関係の資料があります。この後、皆様に、いじめア

ンケートの扱い等についてご助言をいただければと思っています。市内の学校では、いじめアンケートをそれぞれの学校で実施していますが、学校ごとに様式や実施方法が異なっています。また、聞き取りについても、アンケートで「いじめがある」と回答した児童だけに話を聞くのか、それとも「ない」と回答した児童についても話を聞くのかなど、学校によって取組の仕方が違います。そのような点について、後ほど皆様からご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【法務局　大池委員】

法務局は、法務省の地方出先機関として法務行政に関する業務を所管しており、その一つとして人権擁護事務を担当しています。人権擁護機関としては、いじめ問題に限らず、一般的な人権問題を取り扱っております。法務省の人権擁護機関は、法務局と、法務大臣が委嘱した民間人である人権擁護委員を中心とする機関となっています。子どもをめぐる人権問題に関しては、特に学校でのいじめや体罰、不適切な指導、家庭での虐待等について、相談、啓発、調査・救済に取り組んでおります。小・中学校のいじめ対策として代表的な取組に、「子どもの人権ＳＯＳミニレター」があります。お配りした資料の後半に、法務省の報道発表資料がありますので、そちらをご覧ください。「子どもの人権ＳＯＳミニレター」は、全国の小・中学校に配布する料金受取人払いの便箋兼封筒です。子どもがいじめや悩み事を書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます。法務局職員や人権擁護委員が内容を確認し、手紙や電話等で丁寧に返事をしています。令和８年度は、５月２２日から７月３日にかけて全国の小・中学校に配布し、配布総数は約１，１０１万部となっています。このミニレターの大きな特徴は、子どもが先生や保護者に直接相談できない場合でも、外部の機関にＳＯＳを出せるという点にあります。いじめを受けている子どもは、「相談したらもっとひどくなるのではないか」「誰にも分かってもらえないのではないか」と不安を抱え、声を上げられないことがあります。そのような子どもにとって、ミニレターは自分の気持ちを伝えることのできる重要な相談ツールとなっています。相談内容によっては、学校や児童相談所等の関係機関と連携して被害者の保護を図る場合や、人権侵犯事件として調査を開始する場合もあります。

ＳＯＳミニレター以外の相談窓口としては、「子どもの人権１１０番」があります。全国共通のフリーダイヤルで、子どもの人権問題について相談することができます。また、２４時間受付の「子どもの人権ＳＯＳ-Ｅメール」や、ＬＩＮＥで相談できる窓口も設けており、手紙、電話、メール、ＬＩＮＥと複数の手段を用意することで、子どもたちが相談しやすい方法を選べるようにしています。法務局では「人権教室」も行っています。人権擁護委員や法務局職員が学校を訪問し、いじめ等の人権問題について児童生徒が考える機会を設ける取組です。いじめが起きてから対応するだけではなく、相手を思いやる気持ちや命の大切さを学ぶことで、いじめの未然防止を図るものです。

お配りした資料には、「子どもの人権ＳＯＳミニレター」をきっかけとして救済措置につながった事例も掲載されています。その事例では、小学校の児童から、複数の同級生に「死ね」などの暴言を言われたり、殴る、蹴るなどの暴力を受けたりしているとの相談が、ミニレターを通して寄せられました。保護者からは、学校の対応が十分ではないとの指摘がありました。法務局が調査した結果、学校側は、加害児童を含む児童に対して継続的な指導を行うことに加え、法務局による人権教室の実施を希望しました。法務局の仲介により

学校と保護者の意見交換の場が設けられ、学校からいじめ防止に向けた取組や人権教室について説明を行いました。その結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、学校と保護者との関係改善が図られたとされています。この事例からも、法務局は単に相談を受けるだけではなく、学校と保護者の間に入り、関係を調整しながら再発防止につなげる役割も担っていることが分かります。

令和７年度の「子どもの人権ＳＯＳミニレター」による人権相談の累計件数は６，７１３件で、そのうち、いじめに関する相談は２，１７０件でした。「その他」を除くと、いじめに関する相談が最も多くなっています。学年別では、全体の相談件数は小学校３年生が１，３５０件で最も多く、次いで小学校２年生が１，１５６件、小学校４年生が１，１０８件となっています。いじめに関する相談についても、小学校３年生が４９７件、小学校２年生が４４８件、小学校４年生が３９８件と、小学校の低・中学年からの相談が多い傾向にあります。人権相談というと、中学生や高校生、小学校高学年の問題を想像しがちですが、実際には小学校の低学年の段階から多くの相談が寄せられています。

このことから、いじめ対策は中学生や小学校高学年だけではなく、小学校の早い段階から行う必要があると考えています。法務省の人権擁護機関による小・中学校のいじめ対策は、大きく３つに整理できます。一つ目は、ＳＯＳミニレターや電話、メール、ＬＩＮＥ等により、子どものＳＯＳを受け止める相談体制を整えていることです。二つ目は、人権教室等を通して、いじめを未然に防ぐための啓発活動を行っていることです。三つ目は、実際にいじめが起きた場合に、学校、保護者、児童相談所等の関係機関と連携し、調査、調整、救済につなげていることです。いじめを学校の中だけで解決しようとすると、被害を受けている子どもの声が届きにくくなる場合があります。法務局や人権擁護委員のような外部の相談先があることは、子どもにとって大きな支えになると考えています。特にミニレターは、子どもが自分の言葉で悩みを書き、外部の大人に直接届けることのできる仕組みです。相談件数や具体的な事例から見ても、この制度がいじめの早期発見や関係機関との連携に役立っていることが分かります。今後も、子どもが一人で悩まず、安心して助けを求めることのできる環境を整えていくことが、いじめ対策において非常に重要であると考えております。

【市川警察署　小貫委員：代理　浜野】

今年に入り、市川警察署として、いじめを事件として対応した事例はありません。一方で、相談の段階では、学校や保護者から「このようなトラブルがあったので警察にも話しておきたい」「警察から加害側に指導してもらいたい」といった要望を受けて対応したケースが数件ありました。いずれも、その後の経過を確認した中では解消している、又は現在も学校で継続して指導していると伺っています。これまでのお話と重複する部分もあると思いますが、いじめの相談を受けたり、事件として対応したりする中で、難しいと感じている点がいくつかあります。

まず、一番難しいと感じるのは、いじめが発覚しにくいという点です。目に見える形で身体にあざがある、家庭のお金を持ち出して誰かに渡しているなど、保護者でもすぐに気付ける状況であれば、発覚が早い場合もあります。しかし、インターネット上で悪口を書かれている、学校内で仲間外れにされている、陰口を言われているなど、目に見えない部分でのいじめは、なかなか発覚しにくいと感じています。そのため、保護者や学校関係者

が早い段階から「これはいじめではないか」という視点を持って対応していただくことで、早期発見、早期認知、初期対応につながるのではないかと考えています。

２点目は、加害側、被害側ともに、「どのような行為がいじめになるのか」「どのような行為を相手が嫌だと感じるのか」ということを理解できていない場合があることです。これは小学校低学年に限らず、中学生でも、相手の気持ちに寄り添うことができないケースがあると感じています。いじめそのものに対する知識が不足している場合や、児童生徒本人の特性等、様々な理由はあると思いますが、「ただからかっただけ」「いじっただけ」と考えている場合もあります。しかし、された側が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして対応しなければならない場合があります。受け止め方には個人差があり、同じ行為でも重く感じる子、軽く感じる子、また、自分自身がいじめを受けていることに気付いていない子もいると思います。だからこそ、「こういうことをしたらいじめになることがある」ということを、機会があるごとに児童生徒にしっかりと教えていく必要があるのではないかと思います。

最後になりますが、被害者のケアと加害者への指導は、並行して進めていく必要があると考えております。特に、被害を受けた児童生徒本人へのケアは当然大切ですが、対応を誤ったことで、その後学校と保護者とのトラブルにつながることがありますので、被害側保護者への対応も非常に重要です。説明すべきことはしっかりと説明し、「ここまではできますが、ここからはできません」と、ただ断るのではなく、理由を丁寧に説明し、学校としてできることについて理解を得ていく必要があるのではないかと思います。相談の中には、学校ですでに十分指導していただいているにもかかわらず、「警察からも指導してほしい」というものもあります。学校の先生が指導することと、警察官が指導することでは、相手が受ける印象が異なる場合もあるため、警察から指導することが全く効果がないとは思いません。ただ、学校ですでに十分な指導をしていただいていると感じる相談もあります。そのため、加害児童生徒への指導だけでなく、被害児童生徒及び保護者へのケアも含めた対応が必要であると考えています。

【行徳警察署　松本委員：代理　野村】

行徳警察署管内の状況としましては、「学校の対応に不満があるので、警察でも何とかならないか」といった相談を受けるケースがあります。今年度も、数件の相談を受けています。ただ、学校が現在対応しているということであれば、「まずは学校の対応を見ていただいてはいかがですか」と助言させていただき、その後の対応については学校にお願いするというケースもあります。

私たちとしては、どうしても事件性の有無という視点から考えることになります。また、１４歳未満の児童生徒については、刑事責任を問うことができないため、触法少年としての対応となります。このため、加害側の児童生徒に対しては、指導という対応が中心となります。警察にも少年部門がありますので、必要に応じて、専門職や児童相談所等の関係機関と連携し、相談、対応、紹介等を行っているところです。

また、いじめが発覚しにくいという点について申し上げますと、行徳警察署管内は外国籍の児童生徒が多くいます。日本語を十分に話すことができない児童生徒もおり、学校生活の中で、日本語が話せないことをきっかけに、仲間外れにされるようなケースも多少見受けられます。そこで、今後は言語的な問題や、外国籍の児童生徒へのサポートが課題で

あると考えております。

【ＰＴＡ　大橋委員】

私の子どもが通っている中学校のＰＴＡでの具体的な実践事例について報告させていただきます。現在、各学校のＰＴＡでは、任意加入の原則に基づき、会員数の減少が見られています。その中で、役員や委員がそれぞれ工夫をしながら、「今、ＰＴＡができることは何か」を考え、前向きに運営しているのが現状です。市川市ＰＴＡ連絡協議会では、「常に子どもたちをまん中に置き、互いに尊重し合う『With Respect』の精神を大切にする」という理念のもと活動を行っています。全てのＰＴＡ、ＰＴＣＡが、子どもたちが安全・安心に教育を受けられる環境を守り、支援し続けていくという意思のもと活動しています。私たちが目指しているのは、子どもたち、学校、保護者、地域がお互いを思いやり、優しさが循環する市川市です。市Ｐ連としては、いじめ対策の課題として、これまでも３つの視点を本協議会で共有してきましたので、改めてお伝えします。

一つ目は、「子どもたちの今を正しく知ること」です。現在のいじめは、ＳＮＳ等、目に見えにくい場所で起きることがあります。「自分たちの頃とは違う」という前提に立って、最新のトラブル事例や、家庭で見られるいじめのサインをキャッチするための知識を持つことが大切だと考えています。

二つ目は、「横のつながりを育むこと」です。保護者同士が顔見知りであるなどのつながりがあることで、小さなトラブルの段階から早期に相談できる環境をつくることができ、子育てしやすい環境にもつながると考えています。

三つ目は、「学校との思いやりのある連携」です。学校と保護者は、子どもの成長を願う同じチームだと考えています。一方的な関係ではなく、対話を重ね、学校の苦労を理解し、保護者の不安を共有し合える信頼関係こそが、いじめに対する最も大きな防波堤になるのではないかと考えています。私の子どもが通っている中学校のＰＴＡでも、任意加入による会員数減少に伴い、活動の見直しが進み、３年前には各種委員会が廃止されました。一方で、子どもの健やかな成長において、家庭での教育や関わりが非常に大きな影響を与えるということは、私自身も感じているところです。

そこで今年度から、私の子どもが通っている中学校のＰＴＡでは、時代の変化や学校の実情に合わせ、従来の形にとらわれず、家庭教育学級の要素を現在の活動の中に取り入れる取組を始めました。具体的には、教頭先生にご協力いただき、校長先生、教頭先生、教務主任、生徒指導担当の先生方、ＰＴＡ本部役員、地域協力団体等が集まるＰＴＡ学校委員会の場を活用し、先生方からミニ講話をしていただく時間を設けています。この学校委員会は、興味があれば保護者、教職員を問わず参加できる場としております。先日も、夏休み前に、教頭先生から「学校におけるいじめの認識と対応について」というテーマでお話をしていただきました。その内容を少しご紹介します。

保護者世代が学生だった頃と比べ、現在の学校における生徒指導の考え方は大きく変化しています。いじめ防止対策推進法では、一定の人間関係にある児童生徒から心理的又は物理的な影響を受け、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものを、いじめとして捉えます。かつて重視されていた継続性等にかかわらず、現在はいじめと認知される範囲が非常に広くなっています。一般的に見ればいじめに該当する状況であっても、本人が「大丈夫です」と答える場合もありますが、学校として事実関係を踏まえて適切に

認知しているという説明がありました。例えば、Ｃさんが Ｄさんから「キモい」と言われ、それをきっかけに不登校になってしまった。しかし、その前に Ｃさんが Ｄさんに「死ね」と言っていたというケースがあったとします。以前の指導であれば、「お互いに悪いところがあるから仲直りしよう」「お互い様だよね」という形で終わらせる場合があったかもしれません。しかし、現在の法律の考え方では、ＣさんからＤさんへの行為と、Ｄさんから Ｃさんへの行為は、それぞれ別のいじめとして捉えることになります。そのため、嫌なことを言われたときに感情的に言い返してしまえば、自分自身も加害側になり得るということを、子どもたちにも知ってもらう必要があります。学校では、感情的に言い返すのではなく、言葉で自分の気持ちを伝えること、そして、すぐに先生、保護者、周囲の大人にＳＯＳを出すことの大切さを教えていただいています。保護者同士では、「お互い様だから」ということで何とか収めようとすることもあると思いますが、現在のいじめの考え方では、それぞれの行為を適切に捉える必要があります。この点について、私たち保護者も正しく理解しておく必要があると強く感じました。いじめ問題において重要なのは、我が子が被害者、加害者という当事者になってしまう前から、保護者自身が現在のいじめの認知基準や学校の対応について正しく知っておくことだと思います。事前に情報を持っていれば、家庭内での声掛けや初期対応への意識も変わりますし、子どもの変化にも気付きやすくなるのではないかと考えています。市Ｐ連としても、実際の学校現場の取組を広く周知し、家庭、学校、地域が「With Respect」の思いで手を取り合い、子どもたちを温かく見守っていけるよう、引き続き各ＰＴＡへの支援を行ってまいりたいと考えております。

【民生委員　増田委員】

民生委員としては、いじめ対策や人権問題に関する活動についての情報は入ってきますが、実際に地域でどのようないじめが起こっているのかということについては、十分に把握できていない状況です。一方で、私たちは地域で活動する中で、学校等では発覚しにくいことを把握できる立場でもあると思っています。例えば、保護者から「学校には言いたくない」「担任には相談したくないけれど、少し知っておいてほしい」といった話を聞くことがあります。そのため、深刻になる前の小さな段階で把握できた情報を、学校や関係機関につなげていくことが大切だと考えながら活動しています。逆に、学校側が地域にどのような情報を求めているのか、もう少し具体的に伝えていただければ、私たちとしても活動しやすいのではないかと思います。

【こども家庭相談課　西村委員】

こども家庭相談課は、要保護児童対策地域協議会の調整機関となっております。児童虐待や養育に支援が必要な家庭について、関係機関と連携しながら、情報共有や支援方針の決定等を行っています。実際のところ、いじめを主訴とした相談は多くないと感じています。

一方で、先ほどのお話にもありましたように、学校の対応について保護者から相談をいただくことはあります。こども家庭相談課としては、直接学校内の状況を把握することができないため、私たちだけで対応することは難しい状況です。そのため日頃から教育委員会や学校とは連携を図っていますので、保護者の方には、「もう一度、学校や教育委員会と一緒に対応について相談してみましょう」とお話しし、学校との連携がうまく図られるよ

う、保護者と一緒に取り組む形で対応するよう心掛けています。
児童虐待のケースの中には、家庭の状況がかなり厳しく、感情のコントロールが難しいために、学校等で他の児童への加害行為につながってしまう子どももいます。「他の子にこういうことをしてしまった」「放課後児童クラブ等での受入れが難しくなっている」といった相談をいただくこともあります。その子と一緒に過ごしている周囲の子どもたちからすれば、「感情のコントロールが難しい子と一緒に過ごすのは不安だ」ということもあります。そういった場合には、学校や放課後児童クラブ等の所属機関、保護者と一緒に、どのように対応するのがよいか、本人にはどのような支援が必要かといったことも含め、ネットワークを活用しながら支援している状況です。調整機関、ネットワークの中心として協力できる部分については、ご連絡いただき、一緒に対応していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【教育政策課　竹内委員：代理　田中】
教育政策課では、地域全体でいじめの未然防止に取り組んでおります。その一つに、小・中学校で行われる交流会があります。交流会では、いじめをはじめ、学校内で起こり得る人間関係のトラブルについて、架空の事例をもとに話し合います。教育政策課が主催する「学校支援実践講座」を受講した地域の方に地域支援者として入っていただき、子どもたちの多様な意見を受容的、共感的に聞きながら、話合いの進行を務めていただいています。温かい雰囲気の中で自由に発言し合うことによって、異なる意見を認め合い、自他を尊重する態度を養うことを目指しております。昨年度は、市内小・中学校２９校、１３２学級で交流会を実施し、地域支援者には延べ７８５名の方に関わっていただきました。今年度は、本日現在、２３校、１０４学級から申込みをいただいております。昨年度、交流会に参加した児童生徒からは、「いじめといじりの違いについて話すことができた」「人によって感じ方が違うということが分かった」といった声がありました。また、地域支援者が各グループに入ることで、普段は発表できない子どもが発表できた、地域の方と話すことで考えが深まったという意見も多くありました。子どもたちの健全育成を支援することに興味や関心があり、学校の力になりたいという方を対象として、いじめをはじめとした人権に関する「学校支援実践講座」を実施しております。今年度も夏休み期間中に、大野公民館、教育会館、行徳公民館で行っております。現在、地域支援者がまだ不足している状況もありますので、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、当課までご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【学校運営支援課　藤井委員】
学校運営支援課では、放課後の事業として、放課後保育クラブ、いわゆる学童と、放課後子ども教室を所管しています。いずれも小学生を対象とした事業です。詳しい数字については今申し上げられませんが、保育クラブ内や放課後子ども教室内でも、いじめにつながり得るような行為が見受けられることがあります。例えば、学校では児童同士の関係を考慮して学級を分けていたとしても、保育クラブでは同じ集団になってしまうことがあります。また、保育クラブには学校から情報が共有され、クラスを分けるなどの対応をしていても、放課後子ども教室は活動場所が一つしかないため、相性のよくない児童同士が再び関わり、トラブルになってしまうこともあります。そのため、学校と綿密に連絡を取り、

大人の目でしっかり見守ることが重要です。現場にいるスタッフや支援員から気になることをきちんと報告してもらい、運営している事業者等にも連絡し、教育委員会や学校、教頭先生等とも情報交換を行っていただく必要があると考えています。保育クラブは社会福祉協議会による指定管理、放課後子ども教室は一部直営もありますが、主に委託により実施しています。このように、外部のスタッフや支援員が子どもたちと関わっていますので、いじめの定義や最近の虐待に関する考え方など、正しい情報をスタッフが知っていることも非常に重要だと考えています。研修等を通じて、正しい情報にアップデートし、その情報を身に付けたスタッフが子どもたちと直接関わり、適切な対応ができるよう、事業者等に対しても指導していきたいと考えております。

【少年センター　野田委員】

少年センターでは、青少年を取り巻く諸問題について意識啓発を図るため、「青少年問題啓発リーフレット」を作成、配布しております。また、児童生徒がインターネットやＳＮＳ上のトラブルに巻き込まれないよう、スマートフォンやタブレット等の利用、インターネットやＳＮＳを利用する際の注意点、問題が起きた場合の対処法等について伝える「インターネットトラブル防止出張授業」を、各学校からの要請に応じて実施しております。インターネットトラブル防止出張授業については、昨年度、令和７年度には、市内小・中学校３２校から要請がありました。複数回実施した学校もあり、実施回数は４６回、児童生徒、教職員、保護者を合わせて９，０００人以上を対象に実施しました。内容については、スマートフォン利用に関するトラブルの実態を伝えた上で、ＳＮＳ上のトラブルを防止するためのＳＮＳやメッセージアプリの正しい使い方について、子どもたちと一緒に考える授業を行っております。今年度も、７月までに多くの学校で授業を行っており、９月以降についても複数の学校から出張授業の要請をいただいている状況です。今後も、リーフレットの配布や出張授業等を通して、子どもたちが被害に遭わないよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【指導課　吉野委員】

先ほど、指導課からいじめの状況や対応について担当から報告させていただきましたが、資料には、学校における取組についても掲載しております。これらは各学校で対応いただいている内容ですが、その取組が適切に実施できているかということや、いじめの未然防止、早期発見、深刻化の防止という観点から、指導課としても学校と連携しながら進めております。

先ほど、関原委員から小学校の取組についてお話をいただきましたが、中学校においても、様々ないじめ防止の取組が行われております。中学校における有効な取組の一つとして、組織的な対応が挙げられると考えております。中学校では、生徒指導に関する会議を週１回開催している学校が多く、その会議の中で、生徒に関する情報を共有しております。気になる生徒がいた場合、担任から学年へ情報が共有され、その学年の生徒指導担当が、生徒指導部会等の管理職も含めた会議の中で報告を行うことによって、日頃から生徒の状況を学校全体で把握する取組を行っていると聞いております。このような取組は、いじめの早期発見にもつながるものと考えております。先ほどから様々なお話がありましたが、いじめへの対応においては、組織で対応することが非常に重要です。中学校におけるこう

した取組についても、指導課として学校と連携し、いじめの未然防止と早期発見に努めていきたいと考えております。
　また、本日の皆様のお話を伺い、様々な団体・機関の皆様が、こちらで十分把握できていないところも含め、学校と連携していただいたり、保護者からの相談を学校につないでいただいたりしていることを知り、大変ありがたく思っております。今後も、いじめの未然防止、早期発見、また、いじめが起きた際の早期解決に向けた対応にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【少年センター　野田委員】
　皆様、ありがとうございました。各機関・団体の取組についてご説明いただき、ありがとうございました。その中で、関原委員から、いじめアンケートの内容や実施方法について、皆様から意見を伺いたいとのお話がありました。関原委員、さらにご説明いただけますでしょうか。

【真間小学校　関原委員】
　本日は、各校で使用しているアンケートを、各校長先生の許可をいただいて持参しました。先ほども申し上げましたが、アンケートは各学校が独自に様式を作成しており、実施回数についても学校によって違い、年２回から３回程度だと思います。例えば、Ａ小学校とＢ小学校では、「いじめについてのアンケート」という形で、いじめに焦点を当てて調査をしています。ただ、Ｂ小学校のアンケートには、いじめだけではなく、「よく遊ぶ友達は誰ですか」「最近あった楽しいことを教えてください」といった項目もあります。一方、Ｃ小学校では「学校生活アンケート」という名称になっています。こちらは高学年用のアンケートですが、１番から９番あたりまでは、「授業は分かりやすいか」など、学校評価に関係するような質問も含まれています。その後、１０番から１４番あたりに、いじめを把握するための項目が設けられています。また、自由記述欄も、いじめだけを対象にしているのではなく、家庭でのことも含め、様々なことを書ける形式になっています。このように、「いじめについてのアンケート」として焦点化して実施する学校と、「学校生活アンケート」の中にいじめに関する項目を入れている学校があり、アプローチの仕方にも違いがあります。また、アンケートを実施した後の先生方の対応も大変です。アンケートを一人一人確認し、例えば本校であれば、「学校や放課後に、誰かから嫌なことをされたり、言われたりしたことがありますか」という質問に「ある」と回答した児童について、何をされたのか、何を言われたのか等を聞き取るだけでなく、「ない」に丸を付けている児童や、「全然大丈夫」と書いている児童であっても、一人一人と話をする時間を取っています。ただ、他の学校では、アンケートの中で明確に気になる記載があった児童を中心に聞き取りを行っているところもあると思います。その点についても、学校によって対応が異なっています。
　資料の中に「いじめアンケート聞き取り調査の実施のポイント」というものがあります。本校では、初めていじめアンケートをもとに子どもと話をしたり相談に乗ったりする先生もいます。そのような先生が、「何をどう聞いていけばよいのか」と迷うこともあると思い、生徒指導主任に、聞き取りのポイントをまとめてほしいとお願いして作ってもらいました。最初に、話をする環境を整えること、何気ないコミュニケーションから入ること、聞き取りの際に絶対に言ってはいけないこと、聞き取り後のケア、組織的な対応などについて、

事前にレクチャーをした上で、聞き取りを行いました。これは初任者だけではなく、中堅の先生であっても、不適切な対応をしてしまうことがあるのではないかと心配しています。こうしたことについて、学校の中で共通理解を図る必要があると思っています。

また、いじめアンケートについても学校ごとに独自で実施していますが、市として一定の様式を示していくことも必要なのではないかと感じています。皆様に資料をご覧いただき、「この項目はどうなのか」「聞き取りのポイントについて、ここは少し違うのではないか」など、お気付きの点があればご助言いただけるとありがたいです。

【少年センター　野田委員】

ありがとうございました。関原委員から、いじめアンケートについて、現段階では各学校が独自の様式で実施し、実施回数も学校によって異なっているとのお話がありました。また、「いじめに関するアンケート」として焦点化したものから、「学校生活アンケート」の中にいじめに関する項目を設けているものまで、学校によって様々であるということでした。さらに、アンケート実施後の教育相談や聞き取りについて、いじめに関する記述があった児童のみを対象とするのか、それとも全ての児童を対象とするのかという点も学校によって異なります。そのため、こうした部分を市として一定程度そろえる必要があるのか、また、今回提示されたアンケートの様式や聞き取りのポイントについて、ご意見、ご助言をいただきたいというお話でした。様々なお立場の方がいらっしゃいますので、それぞれのお立場から、率直なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【市川警察署　小貫委員：代理　浜野】

「いじめアンケート聞き取り調査の実施のポイント」を見て、非常によくできている資料だと思いました。座る位置への配慮や、「安心して話してね」と伝えてから始めることなどは、警察が子どもから話を聞く場合にも共通している部分があります。現在、警察では、虐待を受けた子どもや、性被害に遭った子ども等から話を聞く際、司法面接という方法も取り入れています。以前は、警察官が対面で供述調書を作成し、その後、検察庁でも改めて話を聞き、供述調書を作成するというように、何度か話を聞くことがありました。現在は、子どもの負担を減らすため、できるだけ一度の面接を録画し、それを関係機関で共有するという方法が取られることがあります。その際の話の聞き方も、最初から「こういうことがあったんでしょう」「それでどうだったの」と聞くのではなく、オープンな質問から始め、まず相手に自由に話してもらいます。その上で、必要な部分について「そのときはどうだったの」などと確認していくという方法です。今回の聞き取りのポイントは、そのような警察で現在行っている聞き取りの方法とも共通しているところが多いと感じました。特に、座る位置まで配慮して記載されている点は、非常によいと思います。

【行徳警察署　松本委員：代理　野村】

資料の「２　話を聞く時の質問」の中に、「事実と感情の切り分け」という項目があり、その中で事実の確認を時系列で整理するとあります。先日、警察で心理学の先生とお話しする機会があり、その際、一般的に出来事を時系列に整理して話すことができるようになるのは、小学校３年生くらいからという話を伺いました。先ほど法務局からの説明では、いじめに関する相談は小学校３年生が最も多く、次いで小学校２年生ということでした。

そうすると、小学校２、３年生くらいの子どもにとって、出来事を時系列で話すことは、容易ではない場合があります。そのため、低学年の子どもについては、時系列での説明を求め過ぎず、子どもの発達段階に応じて丁寧に聞いていただくことが大切ではないかと思います。

【真間小学校　関原委員】
低学年の子どもは､実際に出来事をよく覚えていないことがあります｡アンケートにも、「本当にそうなのかな」と思うようなことを書いてしまう場合もありますので、今のお話はよく分かります。

【こども家庭相談課　西村委員】
こども家庭相談課でも同様です。児童虐待の通告が入り、学校に行って子どもから話を聞くことがありますが、初任者等の新しい職員からは､「何をどう聞けばいいのですか」と聞かれることがあります。児童虐待の聞き取りにもマニュアルがあり、ポイントは示されているのですが、実際にどのように声を掛けるのか、どのような質問をしてはいけないのかということは、経験がないとなかなかイメージできません。そのため、私たちも、新しい職員には、なるべく事前に経験者とシミュレーションをしたり、実際の聞き取りには経験者と一緒に行かせたりするよう心掛けています。忙しい中で聞き取りに行って、うまく話を聞けなかったという経験をして帰ってくる職員もいますので、今回のような具体的なポイントが整理されていることは、とてもよいと思いました。実際に、経験者と一緒に聞き取りに行った職員が､「こんなふうに声を掛ければいいのですね」「このように直接聞いてもいいのですね」と言うこともあります。こういったポイントについて学校内で周知していただき、教職員の皆さんが一定の共通理解を持って聞き取りをしていただけるとよいと思います。
また、いじめとは直接関係ありませんが、このようなアンケートの家庭に関する自由記述欄をきっかけに、学校から「親に叩かれていると書いてあります」とご連絡をいただくことも増えています。実際に聞き取りをしてみると、書かれていた内容以上に深刻な状況が分かり、早急な対応につながることもあります。もちろん、確認した結果、深刻な状況ではないこともありますが、こども家庭相談課としても、このようなアンケートを通して情報をいただけることは非常にありがたいと感じています。

【ＰＴＡ　大橋委員】
アンケートを拝見して、低学年用、高学年用と、とてもよく考えて作られていると感じました。私の子どもが通っている学校では、朝の時間に「先生と話そう週間」というものがあり、先生と子どもが話す時間を設けています。比較的小規模な学校だからできることなのかもしれません。人数の多い学校で、全員と一人一人話すとなると、先生方にとって本当に大変だと思います。今回、こうした資料を見て、先生方が一人一人の子どもについて丁寧に見てくださっていることがよく分かり、保護者としては本当にありがたいと感じました。

【指導課　関口主幹】

市として、いじめアンケート、学校生活アンケートについて、統一した様式はありません。ただし、生徒指導主任会議等を通して、「このような書式があります」という参考例については紹介しております。学校によって児童生徒数も異なりますし、子どもたちの実態も異なりますので、市として一律の様式を定めているわけではありません。

一方で、アンケートを全く行わないということについては、いじめを把握する機会が少なくなってしまいますので、定期的にアンケートを行うことについては各学校にお願いしているところです。実施回数については、現在、年３回程度行っている学校が多いと把握しております。ただし、学校の状況によって４回、５回と実施する必要がある場合もありますので、実施回数については各学校で臨機応変に判断していただいています。

また、小学校の場合は１年生から６年生までいますので、どの学年、どの発達段階の子どもを対象にするのかということも考える必要があります。低学年用と高学年用に分けてアンケートを実施している学校もあります。先ほど、時系列で整理して話すことができるようになるのは小学校３生頃からというお話があり、私も理解できました。また、「いじめ」という言葉を最初から使うことで、子どもがそれぞれ持っている「いじめ」のイメージに引っ張られて回答してしまい、本来把握したいことが表れない場合もあります。そのため、あえて「いじめ」という言葉を使わずにアンケートを実施している学校もあります。このことについても、各学校の実態に応じて工夫していただいているところです。

今回、真間小学校で、聞き取りのポイントをまとめ、教職員が同じレベル、同じ判断基準で対応できるようにしていることは、とても大切だと思います。実施後の面談については、基本的には、可能であれば全ての子どもと話をすることが望ましいと考えています。ただし、児童生徒数の多い学校では、全員と面談をするにはかなり時間がかかります。アンケートに気になることが書いてある児童生徒については、まず最優先に対応しなければなりませんので、一律に「全員必ず面談してください」とすることは難しい面もあります。大切なのは、気になる記載のある児童生徒について、時間を置かず、速やかに対応することです。その点については、生徒指導主任会議等でも学校にお話ししているところです。

【少年センター　野田委員】

ありがとうございました。市の状況についてもご説明いただきました。

【真間小学校　関原委員】

皆様から様々なご意見をいただき、ありがとうございました。特に、聞き取り調査のポイントについては、恐らく本校の初任者や講師の先生方は、こうしたことを十分に知らない部分もあると思います。まずは次回のアンケート実施から、「こういうことに気を付けて聞き取りをしていきましょう」ということを、改めて教職員で確認していきたいと思います。また、中学校ブロックでも話題になっていることですので、ブロックの校長会等でも、「各校ではどのようにしていますか」と話題にし、情報交換をしてみるのもよいのではないかと思っています。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【少年センター　野田委員】

ありがとうございました。それでは、ほかに皆様からご質問等はございますでしょうか。

（質問等なし）

【指導課　飯野主幹】

それでは、本日話し合われた内容につきましては、小中学校の生徒指導部会等でも情報を共有し､学校におけるいじめ防止の取組に生かしてまいります｡本日の会議録を作成後、委員の皆様にお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。第２回の会議は、１２月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知でお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

【少年センター　野田委員】

それでは、以上で、令和８年度第１回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和８年７月２８日
市川市いじめ問題対策連絡協議会